令和３年９月15日発行第537号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

9
Sep. 2021
No.537

～2021 行政書士制度 70 周年～

みんなの明るい未来のために
身近な相談相手 行政書士

栃木県行政書士会

https://gt9.or.jp/

©高井研一郎

マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会会報誌
行政書士
とちぎ
2021年
9月号

CONTENTS

1 目次
2 栃木県行政書士会の動き
2 ○土地利用入門研修会開催
2 職務上請求書の適正な使用について
5 栃木県行政書士カレンダー（１０月）
6 日行連だより
7 業務情報
１０ おじゃましま～す！
１１ 支局かわら版（芳賀）
１２ 研修会のお知らせ
１５ 申請取次行政書士の動向
１６ 会員の動き

No. 537

今月の表紙

龍門の滝（那須烏山市）

栃木県行政書士会の動き

土地利用入門研修会開催

８月２５日（水）に土地利用開発部による土地利用入門研修会を実施致しました。

講師は、土地利用開開発部部長で塩那支部の佐藤栄一会員が講義を行い、２５名の会員が参加してくださいました。

講義当日は、栃木県に緊急事態宣言が発令されているため、Ｚｏｏｍを使った当部では初めてのオンライン研修会となりました。

今回の研修内容は、土地利用に派生する行政書士の業務を幾つか事例をあげて、依頼を受けた後の業務の進め方や注意事項・問題点など佐藤会員の経験をもとに詳しく説明して頂きました。

基礎研修会のため、入会後間もない方や土地利用に関心があってもまだ業務を行ったことがない方のための研修会ですが、２回目以降の研修では、農地法基礎研修会、測量機械を使った測量研修会（座学・実測）、図面作成に必要なＣＡＤ研修会

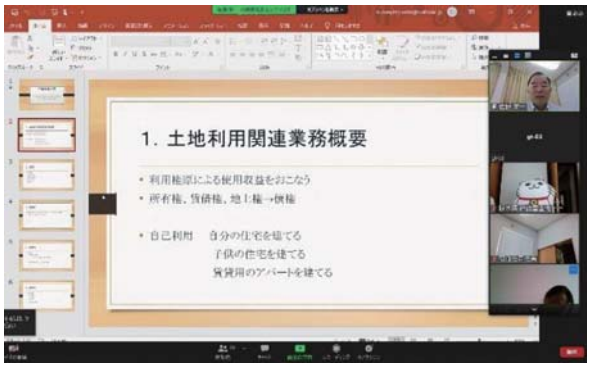

（Ｊｗ＿ｃａｄを使います。）、開発行為研修会を予定しています。

土地利用業務に関心のある会員で基礎的な知識を習得したいという方の参加を心よりお待ちしております。

（土地利用開発部　小林謙二）

職務上請求書の適正な使用について　総務部

日本行政書士連合会「職務上請求書の適正な使用及び取り扱いに関する規則」の５条は、使用の制限として“**行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を、その職務上必要な請求に限り使用できるものとし、これ以外の請求や、身元調査等、人権侵害のおそれがある使用は、これを行ってはならない。**”と記されています。

また、４条は、使用上の責務が以下のように記載されています。

“行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書の使用及び管理にあたっては、戸籍法、同法施行規則、住民基本台帳法、戸籍の附票の写しの交付に関する省令、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令及び行政書士法等の趣旨を十分に理解し、本規則を遵守しなければならない。”

人権の擁護、個人情報の保護といった観点から高い倫理観に基づく厳正な取り扱いが求められます。職務上請求書の不正使用、人権侵害の恐れがある戸籍等の取り扱いは、決して許されるものではありません。

各会員におかれましては、職務上請求書に関連する法規の趣旨を十分に理解され、適正に利用されるようお願いします。

（→次ページ「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書記入要領」）

“戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書記入要領”　日行連平成３０年７月発行

１　「本籍・住所」欄・「筆頭者の氏名・世帯主の氏名」欄
戸籍謄本等又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記入すること。

２　「請求に係る者の氏名・範囲」欄
戸籍の抄本・記載事項証明書又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名、又は請求に係る者の範囲を記入すること。

３　「住民基本台帳法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項」欄
住民基本台帳法第１２条の３第７項による基礎証明事項とは、氏名、出生の年月日、男女の別等、住民基本台帳法第７条第１号から第３号まで及び第６号から第８号までに定める事項をいい、これ以外の住民票の記載事項を
記載した写し等を求める場合はその求める事項を記入する。

４　利用目的の種別の「業務の種類」欄
行政書士業務として職務上の請求が必要であることが判別できるよう、依頼者からの依頼内容を記入すること。

５　利用目的の種別の「依頼者の氏名又は名称」欄
職務上請求書の使用に係る事件の依頼者名を記入すること。＜参考＞官公署に提出された職務上請求書が情報公開請求で開示されることにより、依頼者名が公になることに対する危惧については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号)」第５条及び第７条や各自治体の情報公開条例等により、特定の個人が識別され得る情報は、公益上の理由による裁量的開示の場合等を除き、開示しないこととされている。

６　利用目的の種別の「依頼者該当事由・それに該当する具体的事由」欄
・「権利行使又は義務履行」に該当する場合
①権利又は義務の発生原因②権利又は義務の内容③戸籍等の記入事項の確認を必要とする理由を記入すること。
・「国等に提出」に該当する場合
①戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関②当該機関への提出を必要とする理由を記入すること
・「その他正当な理由」に該当する場合
・①戸籍等の記入事項の利用目的②利用の方法③記入事項の利用を必要とする事由を記入すること。

７　「提出先又は提出先がない場合の処理」欄
官公署に提出する書類の作成及びその手続に係る請求の場合は、当該提出先官公署の名称を、権利義務又は事実証明に関する書類の作成に係る請求の場合は、実際に処理する方法を踏まえた提出先を記入すること。提出先がない場合の処理とは、依頼者に渡す、内容確認後に請求者が管理・破棄する等、実際に処理する方法を記入する。

８　「補助者事務所所在地・氏名」欄
使者として補助者（行政書士法施行規則第５条又は第１２条の３に規定する「補助者」で、単位会に届け出ている者）が請求する場合は、当該補助者の氏名及び所属の事務所所在地を記入すること。

「日行連自動車登録ＯＳＳセンター支所」看板設置希望会員の募集について

担当：運輸交通風営部

「日本行政９月号」のインフォメーションにもありましたとおり、今年度も看板設置希望会員を募集します。

受講しなくてはならない研修について昨年度までは中央研修所研修サイトにて公開されているＶＯＤ研修「ＯＳＳ申請業務研修」を行政書士会館のスクリーンに映して行っておりましたが、コロナ禍の現状と会員であれば誰でも中央研修所のサイトに入り受講できることを鑑み、今年度は当会館に集合する研修は行わないこととしました。

看板設置を希望する会員は自身の事務所にてＶＯＤ研修「ＯＳＳ申請業務研修」を受講してください。

看板設置を希望する会員は下記の提出書類１から４全てを栃木県行政書士会宛にご送付ください。

締め切りは令和３年１１月１日（月）必着とします。

送付先：〒３２０－００４６　宇都宮市西一の沢町１－２２　栃木県行政書士会宛

提出書類

１．日行連自動車登録ＯＳＳセンター支所登録申請書（※１）
２．日行連自動車登録ＯＳＳセンター支所登録会員名簿の公開・非公開に係る依頼書（※１）
３．日行連自動車登録ＯＳＳセンター構想ＶＯＤ研修会受講証明書の写し　（※２）
４．行政書士賠償責任保険の証書の写しもしくは払込票兼受領証の写し（※３）

※１　栃木県行政書士会会員専用ページの事務連絡に掲載してありますのでダウンロードしてご使用ください。
※２　ＶＯＤ研修「ＯＳＳ申請業務研修」の全ての講義を受講した方は、研修サイト上で修了証を発行して下さい。
※３　一番安いプラン可。オプション不要です。

日行連自動車登録ＯＳＳセンター支所　看板設置希望会員の推薦条件

一　ＯＳＳ申請業務の普及促進に取り組むこと。
二　日行連ＶＯＤによる研修を受講していること。
三　行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違反していないこと。
四　会費等の滞納がないこと。（令和３年１１月５日時点で滞納がないこと。）
五　依頼者に対する賠償責任を担保できる措置を講じていること。（行政書士賠償責任保険に入っていること。）
六　ＯＳＳ申請に対応できる措置を講じること。

栃木県行政書士会カレンダー（１０月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
5	火	Ｚｏｏｍ初心者研修会	13:30～14:15	中小企業支援部
		補助金研修会（Ｚｏｏｍ）	14:30～16:00	中小企業支援部
		中小企業支援部会	16:00～17:00	中小企業支援部
7	木	総務部会	13:30～	総務部
8	金	会計精査	10:00～	財務経理部
		広報部会	13:00～	広報部
12	火	貨物自動車運送事業研修会第１回	13:30～15:00	運輸交通風営部
13	水	ＴＩＡ相談会	10:00～	国際部
		小山市外国人相談会	10:00～	国際部
		申請取次新規受付	13:30～	申取管理委員会
14	木	会計監査	10:00～	財務経理部
15	金	登録説明会	10:00～	総務部
		行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室）	14:00～16:00	栃木支部
17	日	特定行政書士考査	14:00～	総務部
18	月	ＵＣＩＡ相談会	15:00～17:00	国際部
19	火	測量研修会（座学）	13:30～16:00	土地利用開発部
20	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00～	国際部
21	木	ＴＩＡ企業向け相談会	10:00～12:00	国際部
		封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
26	火	測量研修会（実地）	9:30～	土地利用開発部
28	木	登録説明会	10:00～	総務部
		相続研修会第１回（於:宇都宮市文化会館）	14:00～16:30	市民法務部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
535	R3.8.5	令和３年度行政書士制度広報月間に係る「行政書士無料相談」の開設及び期間中の安全配慮について
537	R3.8.5	令和３年度行政書士制度広報月間における催事実施予定について
537	R3.8.5	令和３年度行政書士制度ＰＲ動画の公開について
554	R3.8.5	日本行政書士会連合会会則施行規則の一部改正について
559	R3.8.12	社労業務取扱証明書の発行について（お願い）
562	R3.8.12	封印取付け委託要領の一部改正について（周知）
566	R3.8.12	日行連が行う行政書士制度広報月間事業について
571	R3.8.12	「行政書士制度広報月間」における監察活動の実施について
572	R3.8.12	広報月間の監察活動における各行政機関への協力要請について（お願い）
583	R3.8.12	出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について
584	R3.8.12	新型コロナウイルス感染症対策としての職場における積極的な検査等の実施について
593	R3.8.20	発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部訂正について（周知）
602	R3.8.20	申請取次実務研修会（１０月ＶＯＤ方式）の開催について
603	R3.8.20	オンラインによる在留手続に関するアンケートの結果について（周知）
610	R3.8.20	自動車検査登録手続の窓口業務フロー見直しに向けた基本方針について（周知）
611	R3.8.20	自動車事故対策費補助金の申請受付開始について（周知）
626	R3.8.20	職務上請求書の使用に関する会員への指導及び管理の徹底等について
627	R3.8.20	新型コロナウイルス感染症対策としての職場における積極的な検査等の実施について
628	R3.8.20	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について
661	R3.8.27	令和２年度著作権相談員名簿の送付について
668	R3.8.27	地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度について（周知）
671	R3.8.27	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について
686	R3.8.31	駐日大韓民国領事館における委任による家族関係登録簿申請について（周知）
692	R3.8.31	令和３年度著作権相談員養成研修の取り扱いについて

２０２２年版　行政書士手帳の頒布について　～事務局よりお知らせ～

手帳の購入をご希望の方は、下記申込書にご記入の上、事務局宛にＦＡＸして下さい。

１．手帳の仕様　ビニールシート　黒（１６９×８３㎜）
　　分冊形式　・ダイアリー編（月間、週間計画表）・法規編・アドレス編
２．価　　格　1,150 円（税込）
３．申込〆切　**令和３年９月３０日（木）**　**※〆切厳守**
４．受取方法　①事務局に来局
　　②郵送（送料別途かかります）

行政書士手帳　申込書（事務局ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

支部		氏名		受取方法 いずれかに✔印	□事務局に来局 □郵送（送料別途要）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う建設業許可事務及び経営事項審査事務に係る対応について　～栃木県県土整備部より～

標記の件について、栃木県県土整備部監理課より周知依頼がありました。
当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料も併せてご確認ください。
　必要書類一覧兼チェックリスト.xls
　様式１　経営規模等評価等申込書.doc

建設業許可申請における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策について

令和３（2021）年８月10日
栃木県県土整備部監理課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和２年４月より、建設業許可申請書等の郵送受付を開始したところですが、本県へのまん延防止等重点措置が公示されたことに伴い、感染防止策を強化するため、対応方針を下記のとおり変更します。

１対応方針
○**申請書等の提出方法は、８月 10 日から当分の間、原則「郵送」とします。**

２対象申請書等
○建設業許可申請書（新規、業種追加、更新などの全ての申請書）
○各種変更届出書（決算終了に伴う変更届出書、廃業届などの全ての届出書）

３送付方法
○**発送後の追跡ができる方法での送付**をお願いします。郵便事故等による未着については、県では責任を負いかねます。
○申請書に収入証紙の貼付がある場合、送付前に金額をよく御確認ください。
○副本を返却しますので、**返却用封筒を同封**願います。なお、返却用封筒は、**宛先を記入したレターパック等**とし、**特定記録郵便等の場合は、副本の重量に応じた切手を貼付した封筒（A4）**を同封してください。

４送付先
○主たる営業所がある市町を管轄する土木事務所の総務課（別添一覧表参照）

５申請書等の受理及び審査
○申請書等を受領、確認し、土木事務所で受け付けた日を「受理日（＝提出日）」としますので、提出期限がある申請については余裕を持った送付をお願いします。
○**提出書類に大幅な不足、不備がある場合は、申請書等の受理は行いません。**
○土木事務所で申請書類を確認の上、補正や追加提出がある場合には、メール、電話等で連絡します。なお、メールアドレスについては、申請書の連絡先欄の余白に記載願います。

６許可通知書及び副本の返却
○建設業許可申請書については、許可通知書の発行時に通知書と副本を同封してお送りします。
○各種変更届出書については、内容を確認した後、受付印を押印した上で副本をお送りします。

７建設業許可に関する相談について
○建設業許可に関する相談については、メールまたは電話でお問い合わせください。なお、土木事務所への来庁はお控えください。
○各土木事務所では、感染拡大防止のため**テレワークを実施しており、対応に時間がかかる場合があります**ので御了承ください。また、各土木事務所において独自の感染防止対策を行っている場合がございますので御承知願います。

経営事項審査における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策について

令和３（2021）年８月10日
栃木県県土整備部監理課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和２年４月より、経営事項審査の郵送受付を開始したところですが、本県へのまん延防止等重点措置が公示されたことに伴い、感染防止策を強化するため、対応方針を下記のとおり変更します。

１対応方針

○**経営事項審査申請書の提出方法は、令和３年９月受審分については原則「郵送」とします。**
※以後の取扱いにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、ＨＰにて周知いたします。
（https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/work/kensetsugyou/keieishinsa/koronakeishin.html）

２経営事項審査の申込方法

○今後新たに申し込みいただく場合、主たる営業所がある市町を管轄する**「土木事務所総務課」あてに申込書（別添様式１）を郵送**してください。決算終了に伴う変更届出書を郵送する際に、同封いただくことも可能です。
○既に申し込んでいる審査を郵送に変更する場合、各土木事務所総務課にその旨電話で御連絡ください。

３提出書類

○「申請書類（正副１部ずつ）」「添付書類」「保有建設機械一覧表（該当がある場合）」に加え、**これまでは審査会場で確認だけをしていた「確認書類」の写しを提出**願います。
○提出書類の内容については、「経営規模等評価申請及び総合評定値請求の手引」を参照ください。
○書類に不備があった場合、電話等で確認や再提出をお願いする場合があります。

４確認書類について

○**「確認書類」については、別添の一覧表の順番どおりに並べ、１つにまとめたものを提出してください。**
○「確認書類」の一覧表は、提出する書類にチェックを入れて同封してください。
○「技術職員の資格に関する書類」については、**有効期間の定めがない資格であり、昨年の経営事項審査で既に確認済のものであれば、提出は不要**です（監理技術者関係の書類は有効期間の定めがあるため、必ず提出してください）。
○「工事経歴書に記載されている工事に係る請負契約書等」については、**工事の種類毎に工事経歴書の上位３件分を提出**してください。
○「確認書類」の返却はいたしません。

５送付方法

○**発送後の追跡ができる方法での送付**をお願いします。郵便事故等による未着については、県では責任を負いかねます。
○申請書に貼付する収入証紙について、送付前に金額をよく御確認ください。
○申請書類の副本を返却しますので、**返却用封筒を同封**願います。なお、返却用封筒は、**宛先を記入したレターパック等**とし、**特定記録郵便等の場合は、副本の重量に応じた切手を貼付した封筒（A4）**を同封してください。

６送付期限

○**毎月１５日（必着）**

７提出書類の送付先

〒３２０－８５０１
宇都宮市塙田１－１－２０
栃木県県土整備部監理課建設業担当あて

栃木県による協力金、一時金、補助金について
～栃木県産業労働観光部より～

栃木県産業労働観光部経営支援課より、栃木県による一時金補助金の案内が届いております。

【新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金　飲食店等に対する協力金】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じて営業時間の短縮に御協力いただいた事業者に対し、協力金を支給します。

詳細は県のホームページをご確認ください。

〖第４弾〗

https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/4thkyoryokukin.html

〖第５弾〗

https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/5thkyoryokukin.html

【新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金　大規模施設等に対する協力金】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じ営業時間の短縮に御協力いただいた建築物の床面積の合計が 1,000 ㎡を超える大規模施設及び、要請に応じた当該施設内のテナント・出店者に対して、協力金を支給します。

詳細は県のホームページをご確認ください。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/daikibokyouryokukin.html

【地域企業事業継続支援金】

まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受け、厳しい経営状況にある事業者のうち､国の月次支援金の支給対象とならない事業者に対し､事業継続支援金を支給します。

詳細は県のホームページをご確認ください。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/keizokusienkin.html

駐日大韓民国領事館における委任による家族関係登録簿申請について
～日行連より～

標記の件について、日行連より、周知依頼がありました。

詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

・【日行連発第 686 号】駐日大韓民国領事館における委任による家族関係登録簿申請について（周知）.pdf

・別添資料（東京都行政書士会からの提供資料）.pdf

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は、３７年の警察功労で、今春の「危険業務従事者叙勲」を受章された行政書士歴１８年のベテラン江田政志会員の事務所におじゃましました。コロナ対策に十分注意しながらの取材をさせていただき、大変恐縮です。

氏　　名　江田　政志（えだ　まさし）
事務所名称　行政書士江田政志事務所
所　在　地　佐野市関川町９０６番地２４
入　会　日　２００３年５月２３日

Q．行政書士になられたきっかけは何ですか？

親には反対されたのですが、曲がったことが嫌いな性格で、社会正義と法律を遵守する警察官として頑張ってきました。特に、刑事・交通の経験を活かして社会貢献したく、行政書士を開業致しました。佐野市役所でもその経験を活かし、１０年４ヶ月間嘱託職員としても在籍しておりました。

Q．どのような業務に携わっておられますか？

警察経験を活かした事件事故の相談業務を中心に、遺言、相続、契約業務、各種申請手続き等の相談、書類作成に携わっております。

Q．業務で大切にされていることは何ですか？

業務を通じて、青春の心を忘れたくないと思っています。歳月は皮膚にしわを増しますが、情熱を失えば心はしぼむ。年齢に関係なく、人の胸には驚異に惹かれる心、幼児のような未知への探求心、人生の歓喜があります。私の警察経験をベースに、お困りのお客様に真心で寄り添って問題解決し、人生に情熱を持ち続けていただきたいと考えております。

Q．休日はどのように過ごされていますか？

一番は５０年以上続けている麺打ちです。警察は緊急時の招集に備えて在宅する必要がありました。そのため自然と上達し、ご近所に振る舞い、喜んでもらえることが何よりの喜びです。その他、自己所有の山林や畑にて果樹・野菜栽培などを、妻と楽しんでおります。

江田会員は、人のためになることを実践されている正に「町の法律家」であり、プライベートも多趣味のご様子に、大変憧れを感じました。人生を楽しみながら、社会貢献していく姿勢、お人柄だからこそ、ご近所からの相談が絶えないのだと思います。笑顔を絶やさず接してくださった補助者の奥様への孝行も口にされた江田会員。厳しさと優しさを兼ね備える江田会員にぜひ触れてみてください。

江田会員、ご協力を本当にありがとうございました。おいしい中華麺もご馳走様でした！また麺工房におじゃまさせてください（笑）。

（支局長　坂上隆之）

支局かわら版

鎌倉～江戸～昭和を感じる「長沼八幡宮」

芳賀支部

長沼八幡宮は７９５年、征夷大将軍坂上田村麻呂が奥州征伐の帰路、その武功を感謝して一社を造営し八幡様をお祀りしたことが始まりと伝えられています。

鎌倉時代には、鎌倉御家人として源頼朝の側近として重要な位置にいた長沼宗政が長沼氏の守として鶴岡八幡宮を勧請（他の神社から改めて神様をお迎えすること）しました。

１１９３年には源頼朝が長沼に宿泊した際、神夢により「加茂社（別雷尊）・春日社（天児屋根尊）の両神を祀れ」の神託を得て両神を勧請、神領五百石が下賜されました。

源頼朝といえば、２０２２年の大河ドラマでは、「鎌倉殿の１３人」が放送予定ですね。主人公は頼朝ではなく二代執権・北条義時ですが、ドラマを見ながら、こちらの神社で当時に想いを馳せるのもよいのではないでしょうか。

長沼八幡宮は、ここまで書いた通り、歴史ある神社です。

その作りにも歴史を感じる部分が多くあります。

県内では珍しい銅の鳥居（佐野方面にはあるそうです）、屋内に鎮座する狛犬・・・。

比較的新しい神社は参拝客に見栄えがするように入口が立派に作られ、神様がいる本殿が質素な作りになっていますが、歴史の古い神社は神様がいる本殿こそしっかりと作られ、他は質素なのだとか。

こちらの神社も、本殿のしっかりとした作りを拝見することができます。

普段の神社では、初詣の際に、お賽銭箱の前までしか行かない人も多いのではないでしょうか。こちらでは、中も入れますし、宮司さんが神社のこと、地域の歴史について詳しく教えてくれます。撮影の許可はあったものの、恐れ多いので、ちょっと引いた感じで撮影させていただきました。

鎌倉時代から昭和に飛ぶと、飛ぶにかけたわけではありませんが、先日、テレビで放送されたアニメ映画『風立ちぬ』を思い起こさせるものがこの神社にはあります。日本がまだ自前で戦闘機を作れなかった頃、川崎がドイツ人技師の設計で戦闘機を作りました。そのエンジンはＢＭＷ製で、その戦闘機のプロペラがこの神社のどこかにあります。プロペラを、勝ち虫と呼ばれ縁起が良いとされる蜻蛉に見立てて奉納されたらしいとのこと。敷地には『千勝（ちかつ）神社』という神社もあることから、勝とかけているのかも知れませんね。

神社に奉賛された人のお名前が神社のあちこちに書いてあるのを見たことがある人がいるかも知れません。

こちらの千人絵馬は、奉賛された人の絵が書いてあり、よく見るとお名前も書いてあります。

鎌倉時代から江戸時代、そして昭和を感じる長岡八幡宮を是非たずねてみてはいかがでしょうか。

密を避け、感染対策を十分に行った上でですが。

（支局長　柳　知明）

研修詳細

Ｚｏｏｍ初心者研修会

中小企業支援部　主催

○開催日時　令和３年１０月５日（火）１３：３０～１４：１５
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　Ｚｏｏｍ初心者向けの研修会です。Ｚｏｏｍで受講する研修会を受けたいけれど、使い方が分からない人向けの研修会です。受講するための接続や見方を説明します。専門的な機能には触れません。ご自身のノートパソコンやタブレット、スマートフォンをお持ちください。実際に自分の機器で試してみましょう。
○講　　師　行政書士　金田修治
○対 象 者　会　員
○定　　員　１０名
○受 講 料　無　料
○締め切り　９月２９日（水）

※必ず自身のノートパソコンか、タブレットなどＺｏｏｍが使用できるご自身の電子機器をご持参ください。

研修詳細

補助金等に関する研修会

中小企業支援部　主催

○開催日時　令和３年１０月５日（火）１４：３０～１６：００
○開催場所　栃木県行政書士会館２階からＺｏｏｍによる配信
○内　　容　月次支援金、栃木県地域企業事業継続支援金・営業時間短縮協力金・事業承継支援補助金、持続化補助金、事業再構築補助金等の概要と補助金等を活用した行政書士による企業支援活動のポイントについて説明します。
○講　　師　行政書士　青木裕一
○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。
○対 象 者　会　員
○受 講 料　無　料

会場受講希望者

○定　　員　コロナ対策のため定員は１０名で基本的には先着とします。受講受付書を送信します。
○申込方法　ＦＡＸもしくはメールによる申込。ただしメールの場合は、Ｚｏｏｍ受講希望者と勘違いする可能性があるため、必ず会場での受講希望と記載願います。
○申込締切　９月２９日（申し込み状況によっては、期日前に締め切らせていただきます。）

Ｚｏｏｍ受講希望者

○定　　員　８０名（先着）
○申 込 先　本会代表メールアドレス：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
※申込者には本会代表メールアドレスから必ず一度返信します。参加用の「ログインＵＲＬ」はこの返信とは別に後日送信します。（会員確認ができない場合は返信いたしません。）
※申込後、９月３０日正午までに返信メールが届かない場合は、事務局までお問い合せ下さい。
※ドメイン名が「@outlook.jp」「@outlook.com」のメールアドレスは、本会からのメールを受信できない不具合が生じておりますので、別のメールアドレスから送信下さい。
○締め切り　９月２９日（水）
○受講方法　「Ｚｏｏｍ」を使用します。（無料にてご利用可能です。）
※　聴講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン（又はスマートフォン、タブレット等）が必要です。事前に操作方法を各自でご確認ください。
※　音声や映像の途切れを防止するため、有線でのインターネット接続をお薦めいたします。
※　インターネット接続利用料は各自でのご負担となります。

研修詳細

貨物自動車運送事業研修会（全２回）　第２回

運輸交通風営部　主催

○開催日時　令和３年１０月１２日（火）１３：３０～１５：００
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　一般貨物自動車運送事業経営許可申請書の作成から申請までの知識を身につける
○対 象 者　行政書士、補助者
○講　　師　行政書士　石井　治夫
○定　　員　１８名
○受 講 料　５００円
○締め切り　１０月６日（水）

研修詳細

測量研修会　～初歩の測量学＆実地研修～

土地利用開発部　主催

○開催日時　①座学　令和３年１０月１９日（火）
　１３：３０～１６：００
②実地　令和３年１０月２６日（火）
　９：３０～１２：００<午前の部>
　１３：３０～１６：００<午後の部>
※午前、午後のいずれか一方　[雨天順延]
10/19 の座学研修時にお知らせします。
○開催場所　①座学　栃木県行政書士会館　２階（または Zoom によるオンライン講義）
②実地　宇都宮市八幡山公園（宇都宮市塙田 5 丁目 2-70）
※集合場所等の詳細は、10/23 の研修会でご案内します。
○研修内容　①座学　測量の基礎を学びます。測量を全く行った事がない方向けの内容です。
②実地　小グループに分かれて、測量機器を使った実地研修を行います。
※会では、研修会で使用する測量機器と同様の機器の貸出(有償)を行っていますので、研修会終了後、実務でも活かせる研修内容になっています。
○講　　師　行政書士　佐藤栄一
○対 象 者　行政書士　※測量初心者（行政書士専業者）で、座学、実地研修とも出席できる方
○定　　員　１８名
○受 講 料　①座学　５００円　②実地５００円
※合計額１０００円を 10/19 の研修会初日に徴収。
○各自用意　関数電卓（三角関数の計算ができるもの）
メーカーによって操作方法が異なりますので、電卓の取扱説明書もお持ち下さい。
※座学、実地どちらでも使います。
○締め切り　１０月１２日（火）

国際業務研修会中止のお知らせ

国際部

２か月に１回開催している国際業務研修会について、１０月は中止となります。

研修詳細

シリーズ「相続」研修会　第2回

市民法務部　主催

相続に関する研修会４回シリーズの第２回目です。新入会員の方、相続業務をこれからやってみたいと思う方は、ぜひご参加ください。

シリーズ研修ではありますが、内容は各回独立していますので、受講したい内容のみの参加で問題ありません。

今年度も新型コロナの影響から、会場を変更し先着順での受付となります。申し込みは各回ごとにお願いします。

○開催日時　令和３年１０月２８日（木）１４：００～１６：３０
○開催場所　宇都宮市文化会館　３階　第１会議室　（宇都宮市明保野町７－６６）
○研修内容　相続の財産評価の基礎知識について
○講　　師　行政書士・税理士　飯野　洋
○対 象 者　会員、補助者（多くの事務所の方が受講できるように、一事務所、会員１名もしくは補助者１名でお願いします。）
○定　　員　４０名
○受 講 料　５００円
○締め切り　１０月２１日（木）

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込 会員	申込 補助者	ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
10/5	Ｚｏｏｍ初心者研修会	無　料	９/２９		／	—	—
10/5	補助金等に関する研修会	無　料	９/２９		／	—	—
10/12	貨物自動車運送事業研修会（全2回）第2回	５００円	１０/６			—	—
10/19 10/26	測量研修会 ～初歩の測量学＆実地研修～	５００円	１０/１２		／	—	—
10/28	シリーズ「相続」研修会　第2回	５００円	１０/２１			—	—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

※　補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
※　補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。
※　研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

研修会に関する連絡とお願い

今年度の研修会に関し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに参加される会員の健康を守るため、県の催物開催の対応を基準として、研修会場の広さに応じソーシャルディスタンスを維持するため定員を設け、先着順の受付とします。

申し込みを受け付けた方には「受講者証」を、定員を超えた後に申し込まれた方には「その旨の連絡文とキャンセル待ち番号」をＦＡＸで返信しますので、申込書にはＦＡＸ番号を必ず記入の上、お申込みください。キャンセル待ちの方が受講可能になった場合は、前日までにご連絡いたします。

★　研修会当日は必ず「受講者証」をご持参ください。

★　受講者証受領後、やむを得ず欠席することになった場合は、速やかに事務局までご連絡ください。（キャンセル待ちの方が受講できるようになるため。）

栃木会の申請取次行政書士の動向	新規申出（８月）	７名
	更新申出（８月）	１名
	申請取次行政書士（８月末現在）	１４５名

◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日行連の研修会は令和３年度も引き続き、ＶＯＤ（ビデオ・オン・デマンド）方式の開催予定です。開催月等の概要と申込書は、日行連ホームページと「日本行政」に掲載されますので、受講を希望される方は随時、ご確認をお願いします。

◇実務研修の修了証書の代わりに「理由書」で更新手続きをされた方は、実務研修会を受講し、「修了証書」の写しを栃木会事務局へ提出（ＦＡＸ、メール添付可）する必要があります。年度内に申し込みできる実務研修会は残り１回のみです。「理由書」提出による受講猶予措置も当面の間、継続します（現在は令和３年度中までに有効期限を迎える方が対象）。

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：９月３０日（木）　受付日：１０月１３日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

【ご注意】顔写真は、写真館、カメラ店または証明写真機で撮影したもの。（ご自分で撮影し家庭用プリンターで印刷したものは、影が入ったり、鮮明でないものがあり、入管で受付できないことが多いため）※証明写真機の場合は髪で目が隠れたりしないようにご自身でよくご確認ください。また、証明写真機の場合は頭の先からあごの先まで入りきらないことが多いのでカメラ店等で撮影することをお勧めします。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（令和３年８月 31 日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	小　山 川又　享史	R3.8.1	323-0820	川又行政書士事務所 小山市西城南 4-20-10	0285-21-6062	
	足　利 小菅　啓介	R3.8.1	326-0831	行政書士小菅啓介事務所 足利市堀込町 2621-1	0284-82-9156	
	那　須 星　　高志	R3.8.1	329-2704	行政書士星高志事務所 那須塩原市新南 162-1 アルカディア A-201 号	0287-47-6964	
	那　須 佐藤　秀人	R3.8.1	324-0062	佐藤秀人行政書士事務所 大田原市中田原 810-13	0287-48-6034	

【行政書士法人入会】

支部・名称	設立年月日	事務所	電話	社員
宇都宮 行政書士法人宇都宮国際法務事務所	R3.7.15	宇都宮市御幸ヶ原町 68-2	028-689-1386	代表社員 宇賀神　英巳

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
宇都宮	大島　有一	属　性 名　称 所在地	行政書士法人の社員 行政書士法人なすの事務所　宇都宮支店 宇都宮市材木町 4-20
宇都宮	宇賀神英巳	属　性 名　称	行政書士法人の社員 行政書士法人宇都宮国際法務事務所

行政書士相談センター電話相談員（行政書士）の募集

会では電話無料相談「行政書士相談センター」☎０２８－６３８－０９１９(まるくいく)を運営しています。この電話には、相続、遺言を中心に、日々様々な相談が寄せられています。

事務局でご相談の概要をお聞きした後、相談員(行政書士)にお伝えし、その後、相談者様から相談員の事務所または携帯電話へ電話をしていただきご相談に応じるシステムです。

随時、電話相談員を募集しておりますので、ご協力いただける方、もう少し詳しく内容を確認したい方は事務局までお問い合わせください。詳細をご案内いたします。

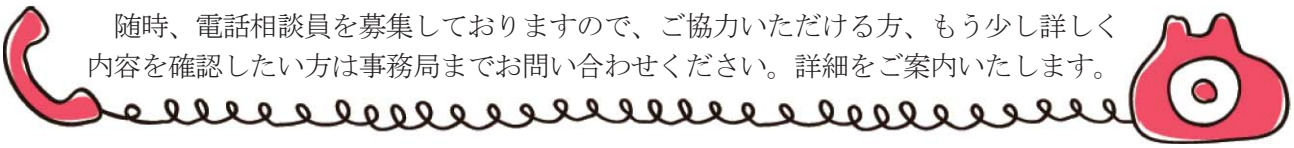

編集後記

異例づくめの夏ですが、いかがお過ごしでしょうか？

オリパラも賛否両論ありますが、テレビから流れる選手たちの涙や笑顔は、その日にあったどんなつらいことも勇気になるような、感動的なものです。コロナが収まりますように、願うばかりです。

（広報部　小平磨弓）

行政書士とちぎ　9月号　No.537

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2021.9
令和3年9月15日発行
第537号
栃木県行政書士会
〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省
栃木県

日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん

令和3年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

行政書士相談センター

電話無料相談 （月～金曜日 9:00～17:00 祝日・年末年始・お盆を除く）

028-638-0919（まるくいく）